

平成26年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人デイサービスセンターひばり			
管理者名	社会福祉法人 坂井輪会	指定期間	平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日	
新潟市主管課	中央区 健康福祉課			
所在地	区名	中央区	住所	中央区窪田町4丁目271番地3
根拠法令	老人福祉法			
設置条例	新潟市老人デイサービスセンター条例			
施設概要	敷地面積 1502.14㎡, 建築面積 818.54㎡, 延床面積 439.52㎡ 建物構造・主な施設内容 (構成施設の内容) 鉄筋コンクリート2階建			

施設設置目的
<p>老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>【基本的理念】</p> <p>(1) 老人デイサービスセンターは、要介護状態になった高齢者に対して、自立的生活の助長・利用者の社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした通所施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行う。</p> <p>(2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。</p> <p>(3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。</p> <p>(4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。</p> <p>(5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。</p> <p>(6) 近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持する。</p> <p>(7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。</p> <p>(8) 個人情報の保護を徹底し、その取扱いを適正に行える体制を整える。</p> <p>(9) 法令等の遵守。</p> <p>【基本的法令等】</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）</p> <p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p>(4) 新潟市老人デイサービスセンター条例（平成6年新潟市条例第23号）</p> <p>(5) 新潟市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年新潟市規則第38号）</p> <p>(6) 新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）</p> <p>(7) その他管理運営に適用される法令・規定</p>

平成26年度 公の施設目標管理型評価書

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	低所得者対策の実施の有無	社会福祉法人減免事業の実施の有無	事業実施体制有	B	26年度実績はないが、事業は継続して実施している。
	苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有無 ・1週間以内に対応	マニュアル有 当日内に迅速に対応	A	マニュアルを整備し、利用者や家族への説明を迅速に行っている。
財 務	※公設民営、介護報酬で運営されているため、委託料なし				
業 務	事件・事故発生時の対応の適切さ	・対応マニュアル等の有無。 ・避難訓練等の実施年に2回以上。	マニュアル有 避難訓練を年2回実施	A	マニュアルを整備し、迅速に対応している。併設施設と合同で避難訓練を実施している。
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	浴槽の衛生管理に遵守不履行の部分があった。	C	保健所の指導にもとづき、清掃方法や作業手順の見直しを行った。衛生管理の徹底を継続していただきたい。
	個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無。 ・個人情報保護の遵守。	マニュアル有 個人情報の漏えいに十分配慮した。	A	マニュアルを整備し、個人情報の漏えい事故がないよう留意している。
	管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等における指摘事項の有無。	浴槽の衛生管理について保健所からの指導を受けた。	C	保健所の指導にもとづき、清掃方法や作業手順の見直しを行った。衛生管理の徹底を継続していただきたい。
人 材	適正な人員配置	国で規定する職員数を配置している。	介護保険法上の配置基準以上の配置を行っている。	A	規定以上の職員数を配置している。
	職員の資質向上の取組み	技能・技術を維持向上するための研修の実施	事業所内の研修は、業務会議で行った。外部研修には看護師しか参加できなかった。	B	介護職員が外部研修を受講できなかった結果は、昨年度と同様。勤務体制の見直しなど工夫し、改善を期待する。

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

全体的な評価として、新潟市の指定管理事業として重大事故の発生もなく安心して利用頂ける通所介護事業として運営できた。ただ、業務仕様書に定める浴槽の衛生・清掃管理に遵守不履行が認められ、1週間の入浴サービス中止と利用者に多大な迷惑をおかけした。この問題を教訓に現在は、徹底した浴槽の清掃と配管洗浄を行い衛生管理に努めている。26年度の利用率は、1日平均16.9人と昨年の実績を下回り、利用率の低下がみられる。新規利用者獲得のためのお試し利用や施設の紹介パンフの活用など行っているが、この下町地域全体の高齢者数の減少の影響が大きく響いている。特に日曜日の利用者数の減少が大きい。今後とも利用者拡大のため、地域に施設利用のおすすめのパンフを配布するなどの方策を検討していく必要があると考える。職員の資質向上のための研修は、法人独自で行う研修に職員が参加するのみに留まり、外部研修への参加は勤務体制の都合で参加できなかった。次年度は、県社協や県老協の開催する研修会に職員を計画的に派遣していきたい。

所管課による総合評価(所見)

関係法令及び業務仕様書に基づき、概ね適切な運営が行われていたが、浴槽の衛生管理に不適正な管理があり、保健所からの指導を受けた。見直しを行った作業手順を継続し衛生管理の徹底に努め、利用者の安心安全を確保し、信頼回復を図っていただきたい。
また、昨年度に引き続き、利用者が減少傾向のため、PR方法の再検討や併設施設の活用等、利用者拡大に向けた取り組みを強化していただきたい。